

上野事務所ニュース

31年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com (2月6日よりアドレスが変更になりました)

平成31年度の 保険料率等 のお知らせ

平成31年度の健康
保険・介護保険料率、
国民年金保険料月額、
雇用保険率は、次のと

おりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

①主な都道府県の平成31年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。

②介護保険料率(40歳~64歳)は引上げられます。
現行の1.57%から1.73%へ引上げとなります。

2. 保険料の控除

保険料率の変更は、3月分(4月納付分)から変更となります。

給与計算では4月支払分よりご変更ください。

健康保険・介護保険料率()内はH30年度の料率

		事業主負担	本人負担	合計
健康 保 険	千葉 (下がる)	4.905% (4.945%)	4.905% (4.945%)	9.81% (9.89%)
	東京 (同じ)	4.95% (4.95%)	4.95% (4.95%)	9.90% (9.90%)
	埼玉 (下がる)	4.895% (4.925%)	4.895% (4.925%)	9.79% (9.85%)
	神奈川 (下がる)	4.955% (4.965%)	4.955% (4.965%)	9.91% (9.93%)
介護保険 (上がる)		0.865%	0.865%	1.73%

2. 平成31年度国民年金の保険料月額

月額16,410円(平成30年度16,340円)となりました。

3. 雇用保険率

変更ありません。

労災保険特別加入 給付基礎日額の届 け出時期について

現在特別加入されている方は、3月2日より給付基礎日額を変更する

ことができます。

変更を希望される場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

- ①3月2日~3月31日の間に新年度分を変更
- ②年度更新時(6月1日~7月10日)にその年度分を変更

◆注意点

②の場合、7月10日より前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例)平成30年度の給付基礎日額5,000円ですが、平成31年度の給付基礎日額を10,000円に変更する場合

- ①3月31日までに変更を届出
⇒4月1日以降いつ労災が発生しても平成31年度の給付基礎日額は10,000円。
- ②年度更新時に届出を行った場合
 - i.4月1日~7月10日に労災発生
⇒平成31年度の給付日額は5,000円。
 - ii.7月10日以降に労災発生
⇒平成31年度の給付基礎日額は10,000円。

3月中の変更を希望される方は
上野事務所までご連絡ください。

一括有期事業 の手続き変更 について

建設業の労災保険は、工事現場ごとに労働保険関係を成立させますが、次の要件を

満たした同一事業主が行う2以上の小規模有期事業は法律上一括の事業とみなされ、保険関係の手続きをまとめて行うことができます。これを有期事業の一括（一括有期事業）制度といいます。

【一括有期事業の要件】

(あ) 概算保険料の額が160万円未満かつ請負金額が税抜1億8000万円未満の建設事業

(い) 有期事業を一括できる地域は、隣接する都道府県の労働局の管轄区域内

このことと関連してこの4月以降以下のとおりとなります。

- ① 一括有期事業開始届が不要となりました。
- ② 全国どこでも、前記(あ)に該当する工事は、成立届の提出が不要となりました。

*但し、(あ)の要件以上の規模の工事については、その都度成立届と保険料の精算が必要ですので、ご注意ください。

Q&Aなぜなにどうして？



Q；最近、日本年金機構から「健康保険被扶養者認定事務の変更にかかるお願い」と「被扶養者（異動）届」という書類が送られてきました。なにか手続きが必要でしょうか。

A；2月より各事業所宛てに扶養に関する書類が送られています。これは事務手続きの変更をお知らせするもので、既に扶養認定を受けている方に改めて届出を求めるものではありません。変更内容は以下のとおりです。

平成30年10月より扶養認定を受ける方の収入や、被保険者との続柄

について以下の証明書類が必要となりました。被保険者と被扶養者が同居している場合には①と②、別居している場合には①、②、③の書類を添付してください。

なお、添付書類の省略が可能な場合がありますので、以下の表をご確認ください。

	添付書類	添付書類の省略が可能な場合
①	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票*1 (提出日から90日以内に発行されたもの)	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること(備考欄に「続柄確認済み」と記入)
②	年間収入が「130万円未満*2」であることを確認できる課税証明書等の書類	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき*3 ・16歳未満のとき
③	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 …預金通帳の写し ・送金の場合 …現金書留の控え(写し)	・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の場合

*1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

*2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)

- ・60歳以上の方
- ・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

*3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。